

社会的養護の動向と保育士養成の課題 — 開設予定の指定保育士養成課程施設実習を中心にして —

Social Care Trends and Childcare Worker Training Issues
— Focusing on Scheduled-to-Open Practice Facilities
for Designated Childcare Worker Training Courses —

北 川 節 子
Setsuko KITAGAWA

〈要旨〉

本学は2015年度に指定保育士養成課程を開設する予定で準備を進めている。今回、施設実習の担当予定者として、社会的養護の動向と課題について文献をもとにまとめ、保育士養成の課題について検討した。社会的養護については家庭的養護の推進、施設の小規模化が示され、2011年「社会的養護の課題と将来像」によって本格的に取り組まれるようになった。ここでは社会的養護の背景、児童の権利、社会的養護の施設と職員、求められる支援、保育士の役割を分析した。そのうえで本学の「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅲ」について、どのように構築するかを検討した。特に「保育実習Ⅲ」については保護者支援、個別支援計画の実際を学ぶことができるように配慮した。学生が社会的養護に関心を持つことができるように、フィールド演習等の工夫も必要であることが考えられた。

〈キーワード〉

社会的養護、保育士養成、施設実習

1 はじめに

本学は2015年度に指定保育士養成施設を開設するために準備を進めている。指定保育士養成施設は「児童の保育及び児童の保護者に関する指導を行う専門的職業としての保育士を養成する」ことを目的として設置される。

教科目のうち、保育実習は「習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うために、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させること」を目的としている。保育実習は計8単位設定されている。その内訳は「保育実習Ⅰ」必修科目4単位、「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」選択必修科目各2単位である。「保育実習Ⅰ」は保育所及び乳児院、児童養護施設等の社会的養護の施設、または障害児・者施設で実習を行うこととされている。また「保育実習Ⅱ」は保育所で、「保育実習Ⅲ」は保育所以外の先の施設で実習を行うことになっている。

今回、指定保育士養成課程において施設実習の担当予定者として、現在の社会的養護の動向と課題について文献をもとにまとめ、社会的養護に関する保育者養成の課題について検討した。施設実習先は社会的養護に関する施設と、

障害児施設に分かれるが、今回は社会的養護に関して取り扱うことにした。

2 社会的養護の課題

2-1 社会的養護とは

「社会的養護の課題と将来像⁽¹⁾」には「社会的養護」は「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への公的支援をおこなうこと」であるとしている。さらに、『『子どもの最善の利益のために』という考え方と、『社会全体で子どもを育む』という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。』と述べてられており、社会の公的責任により子どもと家庭を保護・養育することであることがわかる。

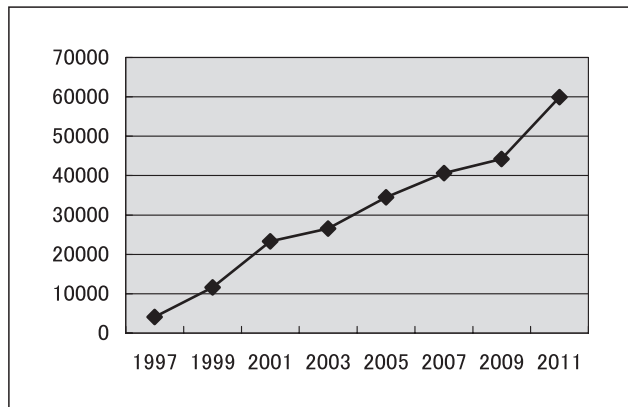
また社会的養護は「養育機能」「心理的ケアの機能」「地域支援等の機能」を持つこととされている。

2-2 背景

児童福祉法は1947年、第二次世界大戦後の混乱する日本で、親や家族、家を失って食糧に事欠く戦災孤児を一刻も早く救い保護するために制定された法律である。

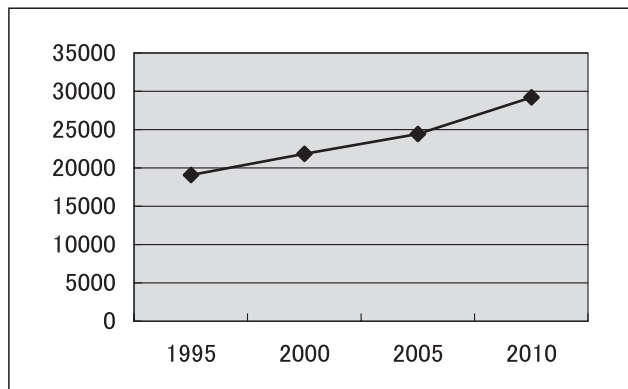
社会的養護は戦後の孤児対策以来、その時代の社会的状況を反映した形で変化してきた。近年は、社会構造やライフスタイルの変化から児童相談所における虐待相談件数の増加や一時保護を必要とする児童が増加する傾向にある。

図1 全国の児童相談所における児童虐待の相談件数



出典:「社会的養護の現状について」平成25年3月

図2 児童相談所における一時保護の推移



注)2010年度は宮城県(仙台市以外)、福島県を含まない。
出典:厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

これらの対応策として、2003年11月に社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援の在り方に関する当面の見直しの方向性について」が出されている。ここでは児童虐待相談処理件数と困難事例の増加、児童養護施設に入所する子どもの数が急増し虐待を受けた子どもの入所も増加していることから、都道府県、市町村の役割、児童相談所の在り方、また社会的養護の在り方について方向性を示している。

その後、様々な報告⁽²⁾がなされている。それらの報告書では、家庭的養護の拡充、つまり里親制度の拡充、施設におけるケア単位の小規模化、小規模住居による養育制度など、家庭的な環境での養育を推進する方策があげられている。

2011年1月には厚生労働省は「児童施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設け、同年7月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」と合同で「社会的養護の課題と将来像」を報告している。これには社会的養護の基本的方向として、家庭的養護の推進、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実があげられている。さらに施設に関してはできるだけ家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくこととしている。

その後、これをうけて2012年3月には児童養護施設等の運営指針⁽³⁾、同年11月には社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめ「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」について厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からの通知として出されている。

2-3 児童の権利

社会的養護のみならず児童福祉に携わるものとして欠かすことができないことは、児童の権利擁護の認識である。

「児童の権利条約」は1990年発効され、1994年日本において批准された。その後、1996年、2001年、2008年と3回にわたり日本政府は報告を提出している。第3回目の報告に対する2010年児童の権利委員会の報告審査最終見解⁽⁴⁾をみると、「親の養護のない児童」について、家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、多くの施設の不十分な基準、代替的養護施設において広く虐待が行われていること等の懸念を示している。さらに家庭的環境において児童を養護すること、監護環境が適切な最低基準を満たしていることを確保する手段を講じること、代替的監護環境下における児童虐待に関する様々な手立て、里親への財政的支援を勧告している。

この他にも児童の意見の尊重が制限されていること、児童虐待の件数の増加、婚姻適齢が少年と少女の差異があること、社会支出がOECD平均より低いことなどの見解を述べている。これらを見る限り、日本は子どもの権利を擁護することについて、他の先進国よりも低い認識・状況にあることが分かる。

2-4 児童養護施設の現状

社会的養護に関する施設の中で入所者数の最も多い児童養護施設の現状について述べる。

児童養護施設は、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長と自立を支援する機能を持つ施設⁽⁵⁾である。2010年3月末の施設数は589か所、定員34,252人、現員29,399人、職員総数

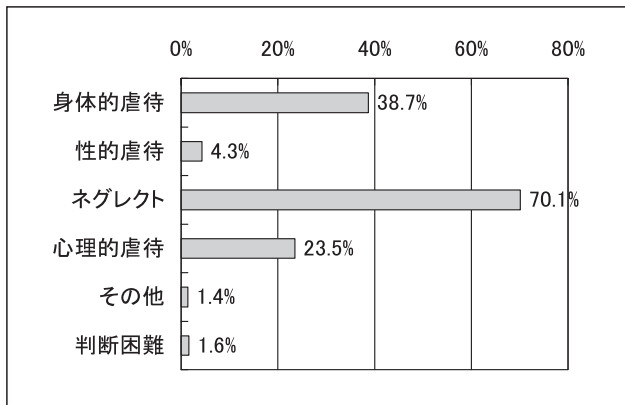
15,575人である。

2008年のデータでは、入所児の在籍期間の平均は4.6年であるが12年以上在籍する児童も5.2%いる。入所理由は「(父・母・父母の)死亡」「(父・母・父母の行方不明)」が減少、「虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)」が増加し33.1%と最も多い。「(父・母の)精神疾患」も10.7%と次に多い状況である。

入所理由からもわかるように、児童養護施設に入所している子どもの53.4%は虐待の体験を有している。被虐待体験の種類はネグレクトが最も多い。

図3 被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類

【児童養護施設】N=15,748



出典:「社会的養護の現状について(参考資料)」2013年3月

また何らかの障害をもつ子どもが児童養護施設の入所児の23.4%を占め、年々増加の傾向にある。種類としては知的障害、その他の心身障害が多い。

これらから専門的なケアの必要性が増していることが分かる。

施設形態は小規模化がすすみ、1養育単位あたり定員数が20名以上の「大舎」をもつ施設は2008年75.8%から2012年50.7%に減少している。今後は、本体施設や地域で小規模なグループで家庭的養護を行う「小規模グループケア(本園ユニットケア、グループホーム)」, 本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う「地域小規模児童養護施設(グループホーム)」を推進し、可能な限り家庭的な環境で安定した人間関係の中で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化を図ることになる。このほかに養育者の住居で養育を行う家庭養護である「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」や里親による養育も推進している。

2-5 石川県の社会的養護の施設等

厚生労働省は社会的養護の施設⁽⁶⁾を「児童養護施設」「乳児院」「情緒障害児短期治療施設」「児童自立支援施設」「母子生活支援施設」「自立援助ホーム」「児童家庭支援センタ

ー」の7施設としている。

石川県には「児童養護施設」8施設「乳児院」2施設「児童自立支援施設」1施設がある。児童養護施設の定員数は40~80名と大舎制の施設がほとんどであるが、最近では定員を45名に抑えており施設の小規模化が進んでいる。本学はそのほとんどの施設で実習を行う予定である。

3 社会的養護における保育士の役割

3-1 児童養護施設の職員

児童養護施設の人員配置については2010年度に充実の方向で引き上げを行っている。児童養護施設の措置費による人員配置は、施設長1人、家庭支援専門員1人、個別対応職員1人、小規模施設加算1人、栄養士1人、調理員等4人、事務員1人、管理宿直専門員1人、医師1人(嘱託)、児童指導員・保育士については0.1歳児は1.6:1、2歳児2:1、年少児4:1、少年5.5:1である。このほか新たに里親支援専門相談員加算1人、心理療法担当職員加算1人、看護師加算1人、小規模グループケア加算が付くことになった。

これらの職員は社会福祉士、精神保健福祉士、大学で心理学の課程を修めたもの等であり、それぞれの専門性を生かして子どもの養育・支援に当たることになる。

3-2 小規模ケアにおける職員の連携

学生が実習にいく児童養護施設では定員数が45名以下と抑えられ、さらに6~7人の小規模グループケアが進んでいる。大舎制では多くの職員が児童の養護を協力して行っていたが、今後は少ない児童を少ない職員で養育することになる。

伊藤⁽⁷⁾は児童養護施設小規模ケアを行っている児童養護施設の直接支援職員(保育士・児童指導員)にアンケート調査を実施している。その結果、①職員の情報共有内容や意識の標準化を図るための記録様式の統一、②職員間の良好な人間関係の構築、③スーパービジョンを含めたユニットケア担当職員への具体的な支援体制の確立の必要性が示唆されたと報告している。

学生は実習において保育士・児童指導員だけではなく、様々な専門職員と出会うことであろう。それぞれの役割と協力の必要性を理解し、その中での保育士の機能を考察することが必要であろうと考える。

3-3 求められる支援

ふたばふらっとホームは全国の里親や施設を介して、施設入所児、里親での養育児童へのアンケート調査⁽⁸⁾を行っている。施設職員や里親に対して感じていることは「私の話を親身になって聞いてくれた」87%、職員里親はいつも卒業生などの相談にのっていた78%、「職員はいつも

わかるまで話してくれた」74%など、施設・職員に対して肯定的に評価している。その一方で、「職員や里親は、どなったり、たたいたりすることがあった」が39%と比較的高い値を示している。施設や里親での生活については、「食べることの大切さを知ることができた」86%、「規則正しい生活で時間の管理や生活のリズムが身についた」84%、「安心した生活ができた」82%等、施設職員の支援のもと、施設生活の処遇が高いことを示している。

しかし反面、築島⁽⁹⁾は社会的養護の施設で生活することのリスクを報告している。それは施設では可能な限り家庭的な演出をしているが、「疑似的家庭的」であり決して「家庭」ではないこと、交替勤務により一貫した養育者が存在しないことである。また、施設に来ることのない子どもたちと、社会に出てゆく段階の立ち位置が必ずしも同等になっていない可能性があること、施設内の暴力というリスクにさらされている問題を指摘している。

なお児童養護施設児の高等学校卒業後の進路⁽¹⁰⁾は、就職70.4%（全国平均16.2%）、大学等進学20.3%（全国平均53.9%）であり、自立に関して問題を抱えている。

社会的養護は一時避難的なものであり、入所児童は家庭復帰、社会への自立が求められる。伊部⁽¹¹⁾は社会的養護を受けた経験があり、家庭復帰経験のある10名に生活史全体に関して“語り”を尊重しながらインタビューを行った。これによると、家庭復帰後も子ども／当事者がSOSを発信できるような関係を施設入所中から施設との間で構築しておくこと、担当の職員がいなくても施設全体が受け入れる関係を構築しておくこと、親への支援は入所措置後から同時並行的に進めなければならないこと、子ども／当事者のライフステージに則した支援が求められることが述べられている。

3-4 保育士の役割

児童養護施設における保育士の役割はどのように考えればよいだろうか。柴田⁽¹²⁾は乳児院保育士1名、児童養護施設保育士2名から聞き取り調査を行っている。これを分析した結果、児童養護施設の保育士の仕事は、「子どもと生活を共にし、子どもを育てること」であり、実の親子関係の優位は動かざる事実であるため、その意味では理不尽さを伴う「親代わり」を引き受けることであるとしている。それぞれの子どもが持つ個々の自己不全感や社会的成熟の貧困さなどに対する保育士の共感的理解がまず根底に存在する。この共感性があるため、「その子と一緒に居続ける」ことをぶれないで選び取り、関わり続けることができる。そのことがやがてその子をエンパワーしていくだろうということに信頼を置いていると述べている。

児童養護施設の入所児の53.4%が虐待経験を有してい

る。家庭ではぐくまれる子どもも、基本的な対人関係や、心の安定基盤が大きく損なわれている子どもも、育つ喜びを享受すべき同じ子どもたちである。子どもの身近にいて子どもたちからは親代わりとして見られる保育士は、受容と共感的理解を基礎に、実の親になりきれない矛盾と向かい合いながら、今を生きる子どもと生活を共にし、子どもを育て、その子と一緒に居続けることを選ばなければならない役割があるのではないだろうか。

4 保育士養成課程における「保育実習（施設）」の位置づけ

「保育実習（施設）」の検討に入る前に、関連する講義・演習科目について概要を示したい。

講義科目「社会的養護」は「保育の本質・目的に関する科目」に位置づけられ、社会的養護の意義、歴史、児童福祉との関連、児童の権利擁護、制度、実施体系、自立支援、現状と課題について取扱う。演習科目「社会的養護内容」は「保育の内容・方法」に位置づけられ、児童の権利擁護、保育士等の倫理、施設養護等の実際、支援計画作成、日常生活の支援、治療的支援、自立支援、ソーシャルワークの方法と技術について理解することを目的としている。ともに必修科目である。また関連する科目としては「社会福祉論」「こどもと福祉」「相談援助」「障がい児保育」等がある。

「保育実習Ⅰ」4単位は必修科目であり、保育所実習2単位、施設実習2単位を修得する必要がある。目標は、保育所・児童福祉施設等の役割や機能の理解、子どもの理解、子どもの保育及び保護者への支援の学び、保育の計画・観察・記録・自己評価についての理解、保育士の業務や職業倫理についての学びである。また事前・事後の指導として「保育実習事前事後指導Ⅰ」が行われる。

「保育実習Ⅰ」の後に「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」がそれぞれ2単位、選択必修科目として行われる。施設に関する実習は「保育実習Ⅲ」である。目標は、児童福祉施設等の役割や機能について理解を深める、保護者支援・家庭支援のための知識・技術・判断力を養う、保育士の業務や職業倫理について実践に結びつけて理解する、自己の課題を明確にする、である。実習内容は、施設における支援の実際について、受容し、共感する態度をまず先にあげ、ついで子どものニーズの把握・子ども理解、支援計画、家族の支援と対応、専門職との連携、地域社会との連携となっている。「保育実習Ⅲ」を選択する学生は、自身の進路を児童福祉施設に求めていることから、より深い体験と自己覚知ができるように目標や内容を定めていることが分かる。

5 本学の「保育実習（施設）」の構築に向けて

実習施設を開拓するために県内の児童養護施設等を訪問した。その際に、施設実習を行う学生に期待することをお聞きした。それによると「子どもを受け止めることができること」「子どもの理解ができること」「社会福祉の理解ができること」「忍耐強いこと」「打たれ強いこと」「人間性が重要」「しつけなどの子どもへの指導がぶれないこと」「子どもに柔らかに指導ができること」「生活技能を持っていること」「思春期の女子に影響があるため華美な化粧、装飾はしないこと」「大学教育をしっかり受けてほしい」などがあった。反面、施設実習は子どもと生活を共にし、子どもが理解できることで十分であるとの意見もお聞きした。就職に関しては、施設養護は短期大学卒業者よりも大学卒業者が適しており、より有能な人材を求めていること、今後、小規模化に向かうため人材が不足していることも話された。

本学の「保育実習Ⅰ（施設）」は3年次後期に保育課程を受講する学生全員に対して行われる。「保育実習Ⅲ」は4年次後期に選択必修科目として希望者のみに行われる。この実習目標、内容について検討する。さらにそれぞれの「保育実習事前事後指導」の内容も合わせて検討する。

なお、施設実習に利用させていただく社会的養護の施設は、石川県内の児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の3種類である。

5-1 「保育実習Ⅰ（施設）」

保育士課程を選択する学生の多くは、乳幼児を対象とする保育所又は幼稚園での就職を希望すると考えられる。施設実習は必修科目だからという消極的な理由で受講することが多いだろう。

実習に行く前に「保育実習事前事後指導」において、実習の意義・目的を理解し、自己の課題を明確にすることが必要である。そのためには、実習施設の特徴・児童が抱える問題について学生が既習の学習内容を整理し、学生自身が考えなおす作業が必要であろう。さらに児童の人権やプライバシーの問題は、本研究で取り上げた文献等を利用して学生自身が考えるようにしたい。これらについて学生自身が十分検討し納得できれば、実習中のふるまい方についても理解できるのではないかと考える。

児童養護施設での実習は宿泊が原則で、朝から昼前まで、夕方から夜にかけての変則的な時間帯で、おおよそ10日間の実習期間となる。教授担当者が参考とする「教科目の教授内容」には多くの実習内容が示されている。実習先が児童のかけがえのない家庭の場であることを考えると、児童が施設内にいるときは、児童としっかり向き合い支援することを第一にしたいと思う。児童がいない時間帯に、支援

計画、健康管理・安全対策、職員の役割・連携について施設職員からの説明をしていただくことにしたい。

実習内容については記録の記載、実習期間中の反省会、事後のレポートを通して深めていくことができる。記録の形式、反省会の内容・運営、事後のレポートの指示等を検討したい。「保育実習事前事後指導」においても、さらに内容を深めるためにディスカッション、成果報告会等を行うことを計画したい。

実習を行う2019年度は今よりもさらに小規模化が進むことを考えると、実習での学生の言動が、児童に影響を与えることが予想される。前年度に各施設との打ち合わせを行い、学生への指導内容も施設と共に検討していきたい。

「保育実習Ⅰ（施設）」は社会的養護の施設だけではなく、障害児・者施設でも行われる。実習先は学生の関心や進路希望を聞きながら、よりよいキャリアが築かれるようにしていきたい。

5-2 「保育実習Ⅲ」

「保育実習Ⅲ」は4年次後期に行われる。この実習は施設への就職を視野に入れたより実践的な実習となる。実習先は学生の希望を聞きながら、就職へとつながるようにしたい。

「教科目の教授内容」の目標には「保護者支援・家庭支援のための知識・技術・判断力を養う。」とあるが、これを達成させるための実習場面が提供できるかが不確定である。施設と児童相談所との協議、施設内での事例検討等に参加させていただき、目標を達成していきたい。

また内容の1つに「個別支援計画の作成と実践」がある。これを達成させるための方法として、学生個々に支援を担当する児童を決めていただき、個別の支援計画を立て、実践する体験をさせることがあげられる。児童の個人情報に深く触れることになるため、プライバシーの保護と守秘義務についても実感として学べる機会となるだろう。ただし、10日間の実習でここまで理解できるかが問題であり、施設側と慎重に相談しなければならない。

6 保育士養成の課題

保育士として就業できる施設は多岐にわたるが、表1の通り圧倒的に保育所が多い。保育所以外では児童養護施設が次に多くなっている。平成23年の児童養護施設職員数は15,575人であり、そのうちの1/3を保育士が占める。

児童に直接的な生活支援をする職種は児童指導員と保育士であり、保育士にかけられる期待は大きい。しかし児童の入所理由が複雑化していること、様々な専門職の協働が求められること、施設の小規模化が進み保育士一人ひとりの負担が大きいことなどから、今後、高い資質を持った保

表1 社会福祉施設別保育士数（2011年）

施設名	人数	%
保育所	377,792	95.8%
児童養護施設	5,192	1.3%
乳児院	2,300	0.6%
知的障害児通園施設	2,655	0.7%
知的障害児施設	1,545	0.4%
児童館等	1,835	0.5%
重症心身障害児施設	1,611	0.4%
その他障害児入所・通園施設	813	0.2%
その他	722	0.2%
計	394,465	

出典：平成23年度社会福祉施設調査
「社会福祉施設等の従事者数、職種、施設別」

育士を社会に送り出す必要がある。

また学生が保育所保育だけではなく、施設養護について関心を持ち、就職先として選択したいと思えるような環境を学内に作る必要がある。「社会的養護」等の必修科目を履修するだけではなく、フィールド演習、ボランティア等で積極的に施設に赴くような工夫が必要であろう。

今回、社会的養護の施設実習について検討したが、次はもう1つの実習施設である障がい児・者施設の実習についても検討したい。

注

- (1) 2011年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」p3
- (2) 社会的養護に関する報告は以下の通りである。2003年11月社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援の在り方に関する当面の見直しの方向性について」、2007年5月「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめについて」、2007年11月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」、2011年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」、2012年10月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会取りまとめ「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」、2013年3月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（平成23年7月）の概要とその取り組みの状況「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」
- (3) 運営指針は「児童養護施設」「乳児院」「情緒障害児短期治療施設」「児童自立支援施設」「母子生活保護施設」について出されている。このほかに「指針の概要」「里親及びファミリーホーム養育指針」が出されている。
- (4) 国際連合、児童権利委員会第54回会期「条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査」最終見解：日本 2010年5月25日-6月11日 外務省
- (5) www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html -7k - 2012-02-24 厚生労働省「社会的養護の施設等について」2014年1月4日
- (6) 前掲(5)
- (7) 伊藤嘉余子、石垣文「児童養護施設の小規模ケア化におけ

- る施設職員の連携 ―ユニットの独立性と職員の満足度との関連性に焦点を当てて―」社会福祉学第54巻第1号2013 p3～13
- (8) 特定非営利活動法人ふたばふらっとホーム「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書」平成24（2012）年
- (9) 築島健「社会的養護の施設で生活することのリスク」教育と医学60(8)2012年8月 p714-726
- (10) 「社会的養護の現状について（参考資料）」平成25年3月 p11
- (11) 伊部恭子「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援 ―社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して―」佛教大学社会福祉学部論集第9号（2013年3月）
- (12) 柴田長生「対人援助者としての保育士の可能性2 ―乳児院・児童養護施設での保育士業務から見えるもの―」心理社会学支援研究3, 2013.3.31 p3～24

参考文献

- 中野菜穂子、水田和江編「社会的養護の理念と実践」みらい2012年
- 保育福祉小六法編集委員会編「2013年版保育福祉小六法」みらい2013年
- 中山忠政「保育養成課程における教科目名称の変更『養護内容』から『社会的養護内容』へ」プール学院大学紀要第52号 2012年 p177～186
- 村田紋子「『社会的養護内容』における学習上の留意点について ～施設実習を目指した『子どもの権利』の理解」小田原女子短期大学研究紀要第42号 p29～38
- 村田久「社会的養護の変化動向と支援体制の在り方 ―社会的養護制度の再編に向けて―」環太平洋研究紀要(6)2012 p27-32
- 柏木恭典「赤ちゃんポストと社会的養護」千葉経済大学短期大学部研究紀要第8号2012 15-28